審議結果報告

●令和７年第４回定例会：報告３件、条例の制定３件、条例の一部改正５件、令和７年度会計補正予算２件、発議１件の計14件
●令和７年第３回臨時会：議員発議１件、議案２件

番号	件名	結果
令和７年第４回定例会	令和７年12月10日～12日に開催	
報告		
第８号	専決処分の報告について（文京西４線外舗装改修工事の契約金額の変更）	報 告 済
第９号	専決処分の報告について（菊水団地内道路改築工事の契約金額の変更）	報 告 済
第10号	専決処分の報告について（橋本１条通り外整備事業橋本１条通り外道路改築工事の契約金額の変更）	報 告 済
条例の制定、一部改正	新たに町で行う取組やルールを決めたり、既存のルールや取組を変更すること	
第48号	新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について	原案可決
第49号	新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	原案可決
第50号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決
第51号	新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決
第52号	新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について	原案可決
第53号	新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について	原案可決
第54号	新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
第55号	新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について	原案可決
令和７年度補正予算	３月議会で予算が成立した後、国の補助金等の変動や、緊急・やむを得ない場合などに予算の追加や変更を行うこと	
第56号	令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第３号）	原案可決
第57号	令和７年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）	原案可決
意見書の提出	議会が地域の課題解決や改善について、国会や関係省庁に意思表示や要望をするために文書にまとめて提出すること	
発議第５号	食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書	原案可決
令和７年第３回臨時会	令和７年12月26日に開催	
発議第６号	新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について	原案可決
第58号	新十津川町職員の給与に関する条例及び新十津川町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について	原案可決
第59号	令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第４号）	原案可決

◆令和７年12月10日～12日　令和７年第４回定例会

専決処分の報告（契約金額の変更）

●報告第８号　契約の目的：文京西４線外舗装改修工事
増　減　額：92万４千円の増
変更後の額：１億1972万４千円
変更の理由：歩道舗装面積、縁石延長、産廃処理量の確定による請負額の変更のため

●報告第９号　契約の目的：菊水団地内道路改築工事
増　減　額：168万３千円の増
変更後の額：7175万３千円
変更の理由：民地境界の縁石工事および産廃処理量の確定による請負額の変更のため

●報告第10号　契約の目的：橋本１条通り外整備事業橋本１条通り外道路改築工事
増　減　額：18万７千円の増
変更後の額　7740万７千円
変更の理由：産業廃棄物の運搬処理量の確定による請負額の変更のため

議案第48号　新十津川町冬期生活支援事業に関する条例の制定について

低所得の高齢者世帯、障がい者世帯およびひとり親世帯に対し、冬期間の暖房費用の一部を助成するため、１世帯あたり１万２千円分のとくとっぷカードポイントを１回交付

議案第49号　新十津川町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

令和８年４月から実施される「こども誰でも通園制度」の基準を定める条例を制定した。この制度は、親の就労状況に関わらず、すべての未就園児に保育施設を利用する機会を提供するもの。当町は認定こども園で実施予定

注目!!

Q：第20条に、苦情等の受付窓口は認定こども園で設置するとあるが、町として苦情等を把握して運営の向上等に反映させる方法は。
A：認定こども園に苦情等が来た場合は町に情報を提供していただくように考えている。また、町へ認定こども園の苦情等が来た場合も適切に対応していただくよう、注意、指導していく。

議案第52号　新十津川町農業委員会の委員の定数を定める条例の一部改正について

令和７年10月28日開催の第27回新十津川町農業委員会総会の決定に基づき、農業委員の定数を「17人以内」から「16人」に改める。

議案第53号　新十津川町スクールバスの住民利用に関する条例の一部改正について

新十津川町地域公共交通の運行を担う町内事業者が運賃を引き上げることに伴い、同一区間を運行するスクールバス混乗便も同一になるよう改める。

	現在の運賃	改定後の運賃
普通乗車券（１回あたり）	100円（小学生以下50円）	120円（小学生以下60円）
定期乗車券（１か月あたり）	3600円	4320円

施行：令和８年４月１日

議案第54号　新十津川町生産物直売・食材供給交流促進施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

サンヒルズ・サライの使用料の上限額を引き上げ、事業者が状況に応じて柔軟に料金設定することを可能にするための改正。（近郊のホテル22件を参考に設定）

	現在の上限額	改定後の上限額
小学生以下	6600円	20000円
中学生以上	9900円	30000円

※宿泊室１人１泊料金（食事なし）
施行：令和８年４月１日

議案第55号　新十津川町体験交流施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

ヴィラトップの使用料の上限額を引き上げ、事業者が状況に応じて柔軟に料金設定することを可能にするための改正。
（近郊のコテージ８件を参考に設定）

	現在の上限額	改定後の上限額
ライティングハウス	宿泊：66,000円　日帰り：33,000円	宿泊：100,000円　日帰り：50,000円
コテージ	宿泊：44,000円　日帰り：22,000円	宿泊：　66,000円　日帰り：33,000円

※１棟１泊料金（日帰りは半額）
施行：令和８年４月１日

議案第56号　令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第３号）

歳入歳出にそれぞれ2808万９千円を追加し、総額を83億6418万８千円とする。
＜主な補正内容＞
●冬期生活支援事業　220万７千円：180世帯へ１万２千円分のとくとっぷポイントを交付
●スマート農業等導入サポート緊急対策事業　955万４千円：令和７年10月に国の補助事業に１件（汎用コンバイン）が採択されたもの
●有害鳥獣駆除対策事業　69万１千円：緊急銃猟実施に向けトランシーバーや熊撃退スプレー、記録用ビデオカメラ等を購入
●防災無線管理事業　553万３千円：Ｊアラートの現行システムが令和８年度末で終了することに伴う新型機器への更新費用

議案第57号　令和７年度新十津川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

歳入歳出にそれぞれ112万９千円を追加し、総額を１億3779万５千円とする。
令和８年度から始まる「子ども・子育て支援金」徴収のためのシステム改修

注目!!

Q：令和８年４月から全ての人が、公的医療保険の保険料に上乗せされるかたちで、「子ども子育て支援金」を徴収されるが、国民健康保険のシステム改修は行わないのか。
A：国民健康保険は国のシステム公開が令和８年３月頃、改修は令和８年４～５月になる見込みのため、令和８年度予算で対応する。

発議第５号　食料・農業・農村政策確立に関する予算の拡充等を求める意見書

生産資材の高騰や異常気象、鳥獣被害の増加が農業経営を圧迫する中、食料安全保障の確立に向け以下を強く要望する。
１．国内自給を基本とした生産体制と農地基盤を強化し、必要かつ十分な農業予算を確保すること。
２．国際情勢や貿易協定による影響を回避するため、関連する国内対策予算を継続的に措置すること。
３．温暖化に対応した品種開発や、クマ・シカ等の捕獲体制の強化、ハンター育成の推進を図ること。
提出先：内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣

◆令和７年12月26日　令和７年度第３回臨時会

発議第６号　新十津川町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

令和７年８月の人事院勧告に鑑み、町議会議員の期末手当を年間4.60月から年間4.65月に引き上げる。
（議員の期末手当は令和４年第４回臨時会における改正から人事院勧告と同率にしており、独自に増減する理由や根拠がないことから、協議の結果、今回も同率にした。）

議案第58号　新十津川町職員の給与に関する条例等の一部改正について

令和７年８月の人事院勧告に鑑み、町長、副町長および教育長並びに職員の給与等を改定する。
○町長、副町長および教育長の期末手当の支給月数を年間4.60月から年間4.65月に引き上げる。
○職員の給料月額について引き上げ改定（高卒者初任給で１万2300円の引き上げ等）を行うとともに、職員の期末勤勉手当の支給月数を年間4.60月から年間4.65月に引き上げる。

議案第59号　令和７年度新十津川町一般会計補正予算（第４号）

歳入歳出にそれぞれ4707万４千円を追加し、総額84億1126万２千円とする。
＜主な補正内容＞
●議会議員人件費　11万７千円
●職員人件費　2332万４千円
●物価高対応子育て応援手当支給事業　1862万４千円
子ども１人当たり２万円の支給で、対象人数は令和８年３月31日生までを含む920人の見込み